News Release



平成20年4月25日 経済産業省 財務 3

電解二酸化マンガンの不当廉売関税についての調査期間の延長について

政府は、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産の 電解二酸化マンガンの輸入に対する不当廉売(アンチ・ダンピング)関税の課税に ついての調査期間を6か月間延長して本年10月26日までにすることとしました。 利害関係者から提出された証拠の十分な検討を行うためのものです。

本日、その旨の財務大臣による官報告示を行い、あわせて利害関係者に対し通知を行います。

- ※1 電解二酸化マンガンとは、主に乾電池の原材料として使用されるものです。
- ※2 当該調査は、昨年1月31日に東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社の 2社から不当廉売関税の課税申請があったのを受けて、昨年4月27日に 両省合同調査を開始したものです。通常、調査は1年以内に終了すること とされています。

<適用条項>関税定率法第8条第6項

(資料1) 南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化 マンガンに係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始について(平成19年4 月27日発表)

(資料2) 不当廉売関税の課税手続の流れ

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室:金野、藤田

(直通:03-3501-3462)

製造産業局化学課:太田

(直通:03-3501-1737)

<調査開始時の報道発表>

(資料1)

平成19年4月27日 経 済 産 業 省 財 務 省

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン 産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税に関する調査の開 始について

- 1. 経済産業省及び財務省は、本年1月31日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社の2社から提出された南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたので、不当廉売関税の課税可否に関する両省合同の調査を開始することとした(本日付告示)。
 - (注) 電解二酸化マンガンは、主に一次電池の正極材料として使用される。
- 2. 調査は、原則として1年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、上記4か国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行う。これらの結果を踏まえ、WTO協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断することとなる。

不当廉売関税の課税手続きの流れ

